

広島県告示第四百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、庄原市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、庄原市長から届出があつた。

平成二十年四月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

		上		下	
		欄		欄	
		耕	地	山	林
		部		部	
		町・大字	番	町・大字	
		字		字	
		総領町五箇		総領町五箇	
		高野河内	一〇四の一、一〇四の二、甲一〇五、乙一〇五、一〇六、一〇七の一、一一三の一	長井向	
		上野沖	甲三〇九		
		三谷	三五一から三五五まで、三五六の二、三五七の一、三五九の一、三五九の三、三六一の一、三六四の二及びこれらの区域に隣接在する水路である市有地の一部		
		水上	三七六、三七七の一、三七七の二、甲三八七、乙三七八、三七九、甲三八〇、乙三八〇、三八一の一、三八一の二、三八二から三八七まで、甲三八八の一、甲三八八の二、乙三八八、丙三八八、三八九、甲三九〇、乙三九〇、三九一の一、三九一の二、三九七の三、三九八の一及びこれらの区域に隣接在する道路・水路である市有地の一部		
		小坂平	四二一の一、四二一の二、四二二の一、四二二の二、四二三、四二四、四二五の一から四二五の三まで、四二六の一、四二七、四二八の一及びこれらの区域に隣接在する水路である市有地の一部	水上奥	

山								
	秋尾	土居	寺谷	大栗	屋中	宝迫	上野沖	
林	六三二から六三六まで	六二九	二六七の一、二六七の二、二七〇、二七一の一、二七一の二、二七二、甲二七三、乙二七三、二七四及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部	二〇三の一、二〇三の三、二〇四、二二四、甲二二五、乙二二五、丙二二五、二二六、二二七、二二八の一、二二八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部	四七一、乙四七四、四七七、甲四七八、乙四七八、四七九の一、四七九の二、四八〇、四八一の一、四八一の二、四八二、四八三、五二一から五二八まで及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部	四九〇、四九一、四九二の一から四九二の四まで、四九三、四九九、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇一の一、五〇一の二、五〇二、五〇三、五〇四の一から五〇四の三まで、五〇五、五〇六の一から五〇六の三まで、五〇七、五〇八、五〇九の一、五〇九の二、五一一〇、甲五一一の二、甲五一一の三、乙五一一及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部	五二五の一、五二七、五二八、五三七の三、五四〇の一、五四〇の二	三二七の二、乙三二二、三二二、三二二の二、三二二の三、三二四、三二五、甲三二六の一、甲三二六の二、乙三二六、三二七の一から三二七の四まで、三二八、甲三二九、乙三二九及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部
部								
耕								
						広小谷	門平	
地								
部								

総領町五箇				町・大字	耕											総領町五箇	町・大字			
上野沖	寺谷			貴布祢		字	水上奥	小坂平	門平		水上奥	長井向		広小谷	城ノ上	根敷	字			
乙三〇九	二五五の二、二五五の四、二五六の二	二四五の二	二四五の一、二四六から二四八まで、乙二五一及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部		一八五	一五八の二	一六三の二、一六三の三、一六四の二及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部		乙一六三	一六七、一六八の三	一七一の二	一三五の二から一三五の四まで、一四五の三及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部		一二〇の三、一二六、一三〇の二、一三二の三から一三二の五まで、一三四の二、一三四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部		三七、三八、三九の一、三九の二	五一の二、五二の二	九五の二、九六の二、九七の三、九八の二、一〇〇の二、一〇五の二、一〇七の二	地	番
総領町五箇				町・大字	耕地											総領町五箇	町・大字			
三谷	上野沖	貴布祢	大栗			字	水上	小坂平		三谷		上野沖	大栗	高野河内		字				

総領町五箇		町・大字	山	水上
寺谷	大栗	字		
二二三の一から二二三の三まで		二九	地	三 七 五
			番	
総領町五箇		町・大字	山 林	
広小谷		字		